

令和5年6月9日

保健福祉支援部
みなと保健所
子ども家庭支援部

港区地域保健福祉計画等改定について（案）

1 改定の目的

港区では、令和2年度に保健福祉施策を包括的に推進する計画として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定[※]し、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の各分野の施策を展開し、福祉に係る総合的な支援に取り組んできました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシア・ウクライナ情勢の影響による物価高騰、自然災害の頻発化など、区民の生活に影響を及ぼす社会情勢の変化を受けて、地域福祉に係る課題やニーズの複合化・複雑化がより一層進展しており、これまで以上に分野の垣根を超えた横断的な取組が求められています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会の実現に向けて、ますます複合化・複雑化する福祉課題解決のために保健と福祉の施策を分野横断的かつ総合的に推進するため、保健福祉関連分野の以下の計画を一体的に改定します。

また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画」等の関連する諸計画と連携、整合性を図ります。

（※事業量算定が必要な「第8期港区介護保険事業計画」、「第6期港区障害福祉計画・第2期港区障害児福祉計画」は別冊として策定）

【一体化する計画】

- | | | |
|-----------------|-------------------|------------|
| ○港区地域保健福祉計画 | ○港区高齢者保健福祉計画 | ○港区障害者計画 |
| ○港区介護保険事業計画 | ○港区障害者福祉計画 | ○港区障害児福祉計画 |
| ○港区健康増進計画 | ○港区自殺対策推進計画 | |
| ○港区食育推進計画（新規策定） | ○港区成年後見制度利用促進基本計画 | |

【連携する主な計画】

- | | |
|---------|------------------|
| ○港区基本計画 | ○港区子ども・子育て支援事業計画 |
|---------|------------------|

2 改定に当たり踏まえるべき社会の変化

(1) 社会情勢の変化

ア 新型コロナウイルス感染症に関する今後の変化と対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生活に甚大な影響を与えました。一方、令和5年5月8日からは、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、法律に基づき行政が様々な要請・関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースにした対応に変わりました。アフターコロナを見据え、一人ひとりが感染防止対策に配慮しつつ、社会経済活動に参加していくことが求められます。

イ ロシア・ウクライナ情勢に伴う物価高騰の影響

ロシア・ウクライナ情勢に伴うエネルギー価格や物価は変動を伴いつつ、高い水準で推移しています。物価高騰で生活に困っている人々に対して、国や様々な自治体が支援していますが、ロシア・ウクライナ情勢の解決の糸口が見えず、社会・経済の不確実性はますます高まっており、生活困窮や貧困状態に陥る区民のリスクが懸念されます。

ウ 地方行政のDX化の進展

令和3年9月1日、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、令和4年に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点課題に基づき施策を実施しています。誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、行政サービスや暮らしのデジタル化に資する取組や、デジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保などを行っており、区民に対して提供する行政サービスや区民の暮らしのデジタル化がますます進むと考えられます。

エ 自然災害の頻発や激甚化

令和元年度時点において、首都直下地震で想定されるマグニチュード7程度の地震の30年以内の発生確率は70%程度と予測されています。また、近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。このような震災や水害・土砂災害等の気象災害などへの備えの強化が求められています。

(2) 国・東京都の地域保健福祉に係る状況

ア 地域共生社会の実現に向けた取組の充実

国は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方のもと、地域共生社会の実現を目指しています。

そうした中、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめ（令和元年12月）において示された方向性を基に、令和2年6月に社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月から施行しています。この事業では、地域

住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとしています。

東京都では令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」の3つのテーマを掲げ、相談・支援体制や住まいの確保、居場所づくり、生活困窮者の支援、福祉人材の育成、地域の多様な人材の参画など、分野の垣根を超えて、きめ細やかな対応を充実させる施策を推進しています。

イ こども家庭庁の発足と異次元の少子化対策の推進

国は、令和5年4月に内閣府の外局として「こども家庭庁」を設置しました。子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するための司令塔としています。

東京都においても、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、令和4年4月に「子供政策連携室」を設置し、子ども政策を推進しています。

また、令和6年4月には改正児童福祉法が施行され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行います。

ウ 高齢者人口増への対応

国が設置する「医療介護総合確保促進会議」では、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を決定し、今後の人口の推計から、高齢単身世帯が増えるとともに、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者、医療・介護の複合ニーズを有する患者・利用者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっているとしています。

また、認知症とともにある社会の実現に向け、認知症基本法制定の議論を進めており、「全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにする」ことなどを基本理念とし、総合的な認知症施策を計画的に行っていくことを目指しています。

エ 介護保険制度の見直しに対する意見

令和4年3月以降、社会保障審議会介護保険部会では介護保険制度の見直しについて審議し、同年12月には「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保の視点で検討事項等が示されています。

オ 障害者総合支援法の改正

障害者及び障害児の日常生活または社会生活を支援し、福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした障害者総合支援法が令和4年に改正されました。障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進などに取り組むこととしています。

カ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。この施行を受けて、障害の種類・程度に応じた情報取得、利用、意思疎通ができる仕組みや環境が求められています。

キ 健康日本21（第三次）のビジョン・基本的な方向

令和6年度から17年度を計画期間とする「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」健康日本21（第三次）では、ビジョンとして「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を掲げ、基本的な方向として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」及び「ライフコースを踏まえた健康づくり」を掲げています。今後東京都が改定する東京都健康増進プラン21の内容も踏まえ、生活習慣病の予防対策等について具体的な目標を定める必要があります。

ク 自殺対策大綱の閣議決定

自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として定められた「自殺総合対策大綱」は、令和3年から見直しに向けた検討が行われ、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

東京都においても令和5年3月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）」を策定し、「生きることの包括的な支援」として、区市町村と連携を図りながら、総合的・効果的な自殺対策を推進しています。

ケ 食育推進基本計画の策定

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は食育推進基本計画を策定しています。直近では令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第4次食育推進基本計画が策定されており、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項が掲げられています。

東京都においても、令和2年度に「東京都食育推進計画」を改定し、「健康長寿の実現」、「生産から流通、消費までの体験」、「SDGsの達成への貢献」を柱として施策を展開しています。

コ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する議論

国は令和4年12月に「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」を公表しました。主なポイントとして、社会福祉の共通理念である「地域共生社会」の理念を踏まえつつ、自立相談支援、就労・家計改善支援、子どもの貧困支援などの対策を講じていくこととしています。

サ ひきこもりマニュアルの作成

国は令和5年5月、ひきこもりの当事者や家族らの支援に資するマニュアルを令和6年度中に策定する方針を固めました。8050問題が深刻になっている状況を受けて、多様なニーズに対応できるように自治体の相談窓口での活用等を想定しています。区市町村には、「市町村プラットフォーム」を通して関係機関を連携させた支援が求められています。

シ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定

令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進計画」が閣議決定され、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進するため、自治体が優先的に取り組む事項として、担い手の確保や制度の適正な運用等のほか、地域連携ネットワークづくり等について明記されました。

(3) 港区の状況

ア 人口の動向

令和2年から令和4年までの総人口の推移によると、令和元年以前から増加を続けていた総人口が令和2年5月の262,239人をピークに減少に転じ、令和4年1月には257,183人となりました。その後、再び増加傾向となり、令和5年3月には262,504人まで増えて令和2年5月時点の総人口よりも多くなりました。

港区人口推計（令和5年3月）によると、年少人口、生産年齢人口及び老年人口のいずれの年齢区分においても人口が増加する見込みです。令和5年1月の人口は約26万人（外国人を含む）となっており、今後も増加傾向が継続し、本計画の最終年度である令和9年1月には約28万人になる見通しです。年齢3区分別人口で比較すると、老年人口が各区分の中で最も増加率が大きくなることを見込まれており、令和15年には前期高齢者が後期高齢者を上回る見通しとなっています。

イ 地域包括ケアの更なる推進

港区は、全ての区民が地域社会を構成する一員として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な社会参加ができるよう地域全体が相互に協力し、支え合う地域包括ケアを推進しています。

一方で、社会情勢や家制度の変化などから個人や世帯が抱える複雑化した複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、ダブルケアや8050問題などの複合的な課題を抱えていることが明らかになってきているため、令和4年8月に福祉総合窓口を設置し、あらゆる福祉相談に専門職が中心となり、ワンストップで相談ができる体制を構築しました。

ウ 子どもに係る法改正や複雑で困難な案件の対応に向けた組織改正

令和5年4月1日より、令和5年4月のこども基本法の施行、こども家庭庁の設置等、国の動向を踏まえ、区の実態に即した子ども施策の企画立案、子どもの施設における障害児対応の充実など子ども施策に関する庁内連携を強化するため、子ども政策課及び同課に子ども政策推進係を設置しました。

また、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長し活躍できる社会の実現に向けて、年齢で途切れることのない支援を強化するため、子ども若者支援課を設置しました。

さらに、子ども家庭支援センターに家庭相談係を再編し、増加するDVや養育困難などの複雑で困難な案件への組織的な対応を強化しています。

エ 港区食育推進計画の策定に向けて

国や東京都は食育を推進するために計画を策定し、健康的な身体づくりのための食生活の実践に向けた施策や、食文化の継承、環境に配慮した食の関わり方を推進する施策等を展開していま

す。港区においては、これまでも食育の推進に係る取組を行ってきましたが、国や東京都の動向を受けて、健康増進計画との連携を深め、より一層力を入れて取り組むため、新たに食育推進計画を策定することとしました。

3 改定に向けた各分野の主な現状と課題

現行計画策定後の社会の変化や、区が令和4年度に実施した調査の結果、みなとタウンフォーラム・各地区区民参画組織からの提言等を踏まえ、主な現状と課題を以下のように捉えました。

ア 子ども・子育て分野

- 保育施設の数が増え、入園を希望する世帯が保育施設に入りやすくなった一方で、保育施設の定員に対する空き増加や、増加した保育施設の保育の質の維持・向上などの新たな課題が生じています。
- コロナ禍等により、祖父母の支援が得られなくなるなど、在宅子育て家庭の孤独感や負担感が増加傾向にあります。子育ての孤独感や負担感を軽減する一時預かり事業や相談機能等の拡充が必要です。
- 近年、障害児や個別的配慮児が増加傾向にあることに加え、区内のヤングケアラーの数が当初の区の想定よりも多いことが分かりました。困難な状況にある子どもたちに対する支援の強化が必要です。
- 児童虐待の確信はなくとも疑いを持った時点で相談窓口に通告・相談するよう促す工夫が必要です。
- DVを受けた当事者だけでなく、その周囲の人も含め、公的機関における相談窓口の認知度向上が必要です。
- 里親制度の認知度向上と里親のなり手に向けた関心喚起・実行支援が必要です。
- 自分の今後の生き方や将来に対する不安など、様々な悩みを抱える高校生世代に対し、高校生世代特有の不安や悩みに寄り添うことで、子どもたちの育ちや権利が保障される施策を検討する必要があります。

イ 高齢者分野

- 定年の延長等元気な高齢者が増える中、高齢者が自身の健康維持に向けて主体的に運動や介護予防、他者とのつながりづくりに取り組めるように、身体を動かすことに対する関心喚起や、オンラインによる機会の提供、いきいきプラザの利用を促す取組などが必要です。
- 高齢者人口増に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増とともに、認知症患者の増への対応が求められ、アウトリーチをはじめとした見守りや支援者側への施策の推進が必要です。
- 認知症になっても、希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら共生と予防の施策の推進が必要です。
- デジタルデバイドの解消に向けて、スマートフォン等の情報通信機器の操作に不安を抱えている高齢者や機器を所有していない高齢者への支援が必要です。
- 令和7年には団塊の世代が75歳以上になり要介護者の増加も見込まれるため、国は標準段階の多段階化や高所得者層の標準料率等について検討しており、国の動向に注視しながら適正な

介護保険料の段階及び金額等の設定の検討が必要です。

- 人手不足や離職率の高さが深刻な中で、介護現場の生産性向上及び介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者に対する、介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援が必要です。
- 生産年齢人口が減少していく中でも介護は必要であり、医療及び介護の提供体制の確保は重要なため、緊密な連携のための体制等を整備し、速やかな介護サービスの提供が必要です。

ウ 障害者分野

- 障害者の日常生活における介助（介護）は主に家族や親戚が担っており、高齢の介助（介護）者しか身近にいない一部の障害者の実態も踏まえると、家族等の介助（介護）の負担軽減や親なき後を見据えた支援が必要です。
- 障害の種別やその特性に合わせて、障害者が日中に過ごせる施設や場所での提供するサービスの充実が必要です。
- 障害児の保護者が就労するに当たり、子どもの放課後や夏休み期間中の居場所の確保や、通所先や自宅までの移動支援が必要です。
- 将来的な居住の場としてグループホームが求められており、その整備が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生じた日常生活の困り事や、外出時や心身の健康に関する不安などについて、障害の種別に留意しつつ、解消に向けた対応や支援が必要です。
- 日常的に医療的ケアが必要な人が日常生活に困り事を抱えないような支援に加え、その家族の負担の軽減につながる取組が必要です。
- 障害者が働きやすい社会を実現するため、一人ひとりの障害者に合わせた就労支援や企業等に障害者雇用を促すための支援が必要です。

エ 健康づくり・保健分野

- 一般区民のうち、20歳代におけるH I V・性感染症の検査機関の認知度が低く、梅毒の感染が拡大していることから、若い世代へのH I V・性感染症自体の普及啓発と、検査の周知が必要です。
- コロナ禍における健診・がん検診の受診行動に関して、感染を懸念した受診控えが一部起こっており、安心して受診できる環境づくりが求められています。
- 「港区自殺対策推進計画（平成31年度～令和5年度）」に計上した事業の成果とともに、コロナ禍において区が緊急的に取り組んできた自殺対策や国の「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえ、区民が孤立に陥らない対策や、専門相談窓口の認知度向上、自死遺族への支援に係る取組が必要です。
- 子どもの健やかな成長発達、生活習慣病予防及び高齢者の低栄養対策まで全ての世代に対して食育を推進する必要があります。港区学校教育食育推進指針や保育園運営マニュアルに定める食育方針に加え、「第4次食育推進基本計画」の内容を踏まえ、健康寿命の延伸や環境への配慮、食文化の保護・継承につながる取組が必要です。
- みなとタウンフォーラムは、気軽にできる健康相談や健康状態に合わせたケアなど患者に寄り添う体制の拡充を提言しており、相談機会の充実や区民への周知が課題です。
- 個人情報の保護を徹底しながら、医療や健診の情報を共有・連携するDX化への対応が急務となっています。

オ 生活福祉分野

- ひきこもり状態の家族の存在が一定程度認められたものの、該当者が少なく、状況やニーズをさらに詳細に把握し、的確な支援を実行することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済面で変化のあった世帯への相談対応、適切な支援が必要です。

カ 地域福祉分野

- 地域福祉活動への参加しやすい環境の整備や、効果的な情報の発信が必要です。また、時代に沿った制度等の見直しが必要です。
- 令和4年8月に設置した専門職を中心にワンストップで相談対応をする福祉総合窓口を、相談しやすく頼られる窓口となるよう取組を進める必要があります。また、今後は地域包括ケアを更に強化する取組として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する分野横断した包括的な支援体制が必要となってきました。
- 港区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携の仕組づくり、関係機関への周知啓発等に積極的に取り組んできました。第二期成年後見制度利用促進計画で示された優先して取り組む事項についても概ね実施しているところですが、地域共生社会実現のため、社会貢献型後見人の養成等の担い手の確保や、尊厳のある本人らしい生活を継続するために権利擁護支援と意思決定支援を含めた推進が必要です。

4 改定の方向性

(1) 総論

ア 地域福祉関連計画の一体化

区は、これまでも多様で複雑化した福祉課題に対応してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシア・ウクライナ情勢の影響による物価高騰などの社会情勢の変化を受けて、港区の地域課題はますます複雑化・複合化しています。

このような状況を受けて、「港区地域保健福祉計画」、「港区高齢者保健福祉計画」、「港区障害者計画」、「港区健康増進計画」、「港区成年後見制度利用促進基本計画」、「港区自殺対策推進計画」や、新たに策定する「市町村食育推進計画」について、1つの計画として統合・改定し、一体的に地域福祉に係る施策を展開していくこととしました。

なお、別冊としていた「港区介護保険事業計画」、「港区障害福祉計画・港区障害児福祉計画」についても、地域福祉関連計画の一体化に合わせて合冊とします。

イ 各分野に共通した施策の展開

地域共生社会の実現や、「だれ一人取り残さない」社会の実現に向けて、引続きSDGsの目標を踏まえて、複合化・複雑化した課題に対して分野横断的に対応していきます。また、多様性を尊重し、権利擁護を一層推進します。

子ども、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活困窮、地域福祉の各分野において、情報発信の強化や行政サービスのデジタル化は共通して求められます。これらの課題は、港区地域保健福祉計画等全体で共通する課題と捉え、分野横断的に展開していくこととします。

(2) 各論

ア 子ども・子育て分野

- 最重要課題であった待機児童対策に成果が見られたことを踏まえ、保育政策については、保育の量の拡大から保育の質の向上へと施策の力点を移します。より効果的な保育の質の向上策を実施するため、研究機関等の多様な主体と連携し、区内保育施設全体の保育の質の底上げを図ります。
- 希望する数の子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て世帯の様々なライフステージに応じた港区ならではの子育て支援策を、地域資源を活用しながら展開し、特に課題が浮き彫りになった在宅子育て家庭を含む全年齢層への「切れ目のない支援」を実現します。
- 医療的ケア児や障害児など特別な支援が必要な子どもや、ヤングケアラー、ひとり親家庭など、「困難な状況」にある子どもや保護者の抱える多様な課題やニーズを的確に捉え、区の現状を踏まえつつ、速やかに支援基盤の強化に取り組みます。
- 地域ぐるみで児童虐待の早期発見と迅速な対応が行えるよう、確信がなくても速やかに通告することや、対応について具体的に示すなど、区民や関係機関への意識向上を図ります。
また、子育て家庭や児童本人等が相談しやすい環境を整えるほか、子育てに関する知識や子どもの権利に関する啓発等により、児童虐待の未然防止に取り組みます。
- DVを受けた区民やその家族・友人・知人などが、適切な相談窓口に繋がるとともに、DVに関する正しい理解を得るための認知度向上に取り組みます。
- 社会的養護体制の充実を図るため、地域全体が里親制度を理解し、より身近なものとすることができるよう、実効性の高い周知・啓発の強化を図るとともに、里親への関心を高め、安心して里親になれるための支援体制を構築します。
- 自分の今後の生き方や将来に対する不安などに寄り添い、高校生や若者が将来への夢や希望を描きながら成長していくための環境を構築します。

イ 高齢者分野

- 高齢者が、自身の健康維持やいきがいを主体的に取り組めるように、多様化した生活様式の中で、気軽に身体を動かし、介護予防などを通して、人とのつながりづくりをいきいきプラザの利用促進とともに進めます。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増に伴うきめ細かなアウトリーチをはじめとした見守りや本人とその家族への支援を拡充します。
- 認知症になっても、安心して暮らし続けられる体制づくりの充実を図るとともに、早期発見・早期治療へとつながるよう認知症予防の取組を進めます。
- 高齢者のデジタルデバイス解消に向け、スマートフォン等の情報通信機器の操作や活用に不安を抱えている高齢者への支援の充実を図り、生活の利便性の向上を図ります。
- 団塊の世代が75歳以上になり要介護者が増加しても、持続可能な介護保険制度を維持できるよう、適正な介護保険料の段階及び金額を設定します。
- 介護人材の確保、定着及び育成に向け、しごと面接・相談会や介護職員等研修受講費用の助成、ハラスメント対策等介護現場の課題に即した研修を実施するとともに、介護現場への介護ロボット及びICT機器の導入を促進します。あわせて、第三者評価受審の促進や介護相談員の派遣先の拡充等により、介護サービスの質の向上を図ります。

- 医療保険者と介護保険者が被保険者に係る医療・介護情報の収集・提供等を一体的に行い、利用者のサービス利用の状況から供給体制までを適時把握できる体制等を整備し、医療・介護サービスの向上を図ります。

ウ 障害者分野

- 家族や親戚が担う障害者の介助（介護）の負担を軽減するとともに、障害者の重度化、高齢化、親なき後を見据えた支援を提供できるように、介護人材の確保・育成や相談支援体制の強化、障害福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の日中活動の選択肢が広がるよう、障害特性に合わせた支援を提供する施設等を拡充するとともに、利用できる施設等の情報をわかりやすく伝える仕組みを構築します。
- 障害児の保護者が安心して就労できるように、障害児が利用できる通所支援事業所や日中の居場所づくり、移動支援を充実します。また、放課後等デイサービス事業所の量と質の充実に向けて誘致活動などに取り組みます。
- 障害者が入居するグループホームの整備を着実に進めるとともに、民間事業者によるグループホームの設置・整備を支援します。
- 障害者（児）が抱える日常生活の困り事を解消できるように、医療、保健、福祉の関係機関が連携するほか、専門性を有する職員を配置し、相談しやすい支援体制を強化します。
- 日常的に医療的ケアが必要な人のライフステージに合わせた相談に応じる体制を強化するとともに、医療的ケアに関する情報の効果的な発信、利用できるサービス等の充実により、地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。
- 障害者本人の希望や能力に合わせて、就労に必要な知識の習得や就労先の選択を支援するとともに、企業に対して、短時間就労やオンライン勤務など障害特性に合わせた多様な働き方を促進します。

エ 健康づくり・保健分野

- H I Vや性感染症の予防や検査の重要性を周知・啓発するため、教育機関との連携やSNS等の活用による情報発信に取り組みます。
- 健診実施医療機関の感染対策について、区ホームページで情報提供を行うとともに、健診専用時間を検討するなど、区民が安心して健診・がん検診を受診できる環境を整備します。
- 自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応できる人材の育成や専門相談窓口の周知の強化、自死遺族の心のケアや必要な情報提供を行います。
- 学校や家庭での食育を通じて、理解したことを自らの生活において実践する力を育成するため、引き続き学校、保護者、地域等と連携しながら食育を推進します。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などを背景として増加している孤独感や不安感を抱える夫婦、子育て世帯に対し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を強化します。
- 区民が安心して医療を受けられるように、区内の病院や三師会との連携を一層強化して、かかりつけ医の普及や休日・夜間診療、感染症をはじめとした疾病別医療連携体制の整備等を推進します。

オ 生活福祉分野

- ひきこもり状態の当事者やその家族の状況を詳細に把握するため、実態調査を実施し、必要な支援策を検討・策定・実行します。
- 生活困窮者が安心して相談し、適切な支援につながるよう、福祉総合窓口と港区生活・就労支援センターが連携するとともに、丁寧な相談支援やTwitter等を活用した情報発信により気軽に相談できるよう周知します。
- 身近な地域におけるつながりの中で、共助の取組を活性化させ、生活困窮者支援等のための地域づくりに取り組みます。

カ 地域福祉分野

- 地域福祉活動への参加促進のため、オンラインによる会議の導入等、働きながらでも参加しやすい環境の整備を推進します。また、担い手不足解消のため、国等に対して、制度や要件の見直しについて要望していきます。
- 重層的支援体制整備事業の実施を見据えながら、相談しやすく頼られる福祉総合窓口となるよう取り組み、関係機関との連携を深めます。
- 港区成年後見制度利用促進事業の一層の推進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて、社会貢献型後見人の養成や権利擁護支援の推進について重点的に取り組み、制度の利用が必要な人へ必要な情報を届け意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用を図ります。

キ 分野横断的な取組

- 複雑化、多様化した区民ニーズに対応するための包括的な支援をより一層推進するため、重層的支援体制整備事業の実施について検討します。
- 各分野共通の課題である情報発信の強化、DX・ICTの推進、担い手の確保や人材育成等について、社会情勢の変化に応じて分野横断的に取り組んでいきます。あわせて、住まいの確保に関しても他部門と連携して取り組んでいきます。

5 計画の基本事項及び改定体制

(1) 計画の位置付け

本計画は以下の計画が含まれており、一体的に改定（一部策定）します。また、上位計画や関連する諸計画と連携、整合性を図ります。

港区地域保健福祉計画等に含まれる計画		
分野	計画名	根拠法
全体	市町村地域福祉計画	社会福祉法
高齢者	市町村老人福祉計画	老人福祉法
	市町村介護保険事業計画	介護保険法
障害者	市町村障害者計画	障害者基本法
	市町村障害福祉計画	障害者総合支援法
	市町村障害児福祉計画	児童福祉法
健康づくり・ 保健	市町村健康増進計画	健康増進法
	市町村自殺対策計画	自殺対策基本法
	市町村食育推進計画	食育推進基本法
	※市町村食育推進計画は新たに策定	
地域福祉	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律



港区地域保健福祉計画等と連携する主な計画		
分野	計画名	根拠法
区政全般	港区基本計画	-
子ども	港区子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法

(2) 調査の活用

本計画の改定に当たっては、令和4年度に実施した以下の調査結果を活用します。

- くらしと健康の調査（コロナ禍における保健福祉に関する調査）
港区における高齢者、障害者、一般区民の新型感染症感染拡大による社会変化後の課題や区民ニーズ、実態を的確に把握するために実施。
- 港区の自殺対策について
自殺に関する意識などの実態を把握するために、区政モニターアンケートにおいて実施。
- ヤングケアラー実態調査
ヤングケアラーの実態を正確に把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むために実施。

(3) 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(4) 冊子の編集

計画書には、保健福祉の目指す姿、方針及び取組を体系的に示します。また、文字を音声に変換するための Uni-Voice を採用し、視覚に障害のある方にも配慮した冊子編集を行います。そのため、計画の記載に当たっては、音声読み上げに配慮した簡潔な表現を用いるとともに、ユニバーサルデザインに対応したフォントを採用するなどして、誰もが読みやすい書面づくりを行います。

(5) 改定体制

外部検討組織として、有識者、福祉・地域関係団体の代表者、公募区民等で構成する港区地域保健福祉推進協議会を設置し、計画改定に関する協議を行います。同協議会には、子ども・子育て、高齢者（介護保険含む）、障害者、健康づくり・保健、自殺対策、成年後見制度利用促進の分科会を置き、幅広い意見を聴取します。内部検討組織として、港区地域保健福祉推進本部を設置し、計画改定に係る協議・検討を行います。

区民意見の反映に関しては、みなとタウンフォーラムや各地区区民参画組織からの提言を最大限反映するよう努めるとともに、広報みなとや区のホームページで区民意見を募集（パブリックコメント）します。また、各地区で住民説明会を開催し、きめ細かく区民の意見を伺い、計画改定に反映させます。

6 スケジュール

令和5年6月	改定方針の決定
令和5年11月	計画（素案）の決定、議会報告
令和5年12月	パブリックコメント、区民説明会
令和6年2月	計画の決定